

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策
代理店研修資料別冊

2019年10月
SOMPOひまわり生命
コンプライアンス部

〈ケース1：多額の現金で保険料を支払うケース〉

社員Aさんは、お客さまから「急に手元に現金ができたので、家族の契約のすべてについて満期までの保険料を一括で現金で支払いたい」とのお申し出を受けました。

保険料を計算してみると200万円を超えましたので、銀行振込での取り扱いをお願いしたところ、それなら断ると言われてしまいました。

〈ケース2：多額の現金で契約者貸付金の返済を行うケース〉

お客さまのXさんがA生命保険会社の窓口に来社され、「資金に余裕が出来たので、契約者貸付を受けている契約の貸付金を返金したい」とお申し出になり、200万円を超える現金を持参されました。その際、再度、契約者貸付を受けるとしたら、いつから可能か、現金で受け取ることは可能かを何回も尋ねられました

〈ケース3：多額の現金で解約返戻金支払いを求めるケース〉

A生命保険会社のB職員は、高額の保険に加入されているお客さまのXさんから解約のお申し出を受けました。解約返戻金が200万円を超えるため、安全性確保のためにも銀行振込をお願いしましたが、頑に銀行振込を拒否され、現金でのお支払いを希望されました。現金でのお支払いについて理由をお伺いしたところ、はっきりした理由をおっしゃらず、現金でのお支払いを繰り返し強く要望されました。

〈ケース4：多額の少額通貨で保険料を支払うケース〉

A生命保険会社のB職員は、一般家庭の主婦であるXさんから、保険料総額が200万円を超える一時払養老保険のお申し込みを受けました。申込書をご記入いただき、保険料は銀行振込をお願いしたところ、現金で受け取って欲しいと、千円札の札束を出されました。

＜ケース5：多額の現金で前納保険料を支払うケース＞

Bさんは、社員Aさんが法人契約をいただいている会社の社長です。B社長の会社は、最近なかなか収益が上がりず、月々の保険料も遅れ気味でした。ところが、突然、B社長から、保険料を年払いにして、5年分を現金で前納したいとのお申し出がありました。保険料は200万円を超えていましたが、会社はそれ程儲かっているとは思えなかったのでB社長に事情を聞いたところ、いつもは何でも話してくれるのに、今回は教えてくれませんでした。

＜ケース6：申込時に取引時確認ができないケース＞

社員Aさんは、最近親しくなったCさんから、保険料総額200万円の一時払養老保険のお申し込みを受けました。ご契約手続を進めるにあたって、取引時確認のための資料の提示を求めたところ、なにやかやと理由をつけてご提示いただけないばかりか、「友人の名前で契約できないか」とまでおっしゃられました。

＜ケース7：申込時に法人の実体が確認できなかったケース＞

A生命保険会社のB職員は、外資系企業の人事担当者と称するXさんから、従業員の福利厚生のため積立型の保険に入りたいとのお申し出を受けました。早速、B職員が当該企業を訪問したところ、事務所はマンションの一室で事業を行っている様子もありませんでしたが、Xさんは、「うちの従業員は100名ほどであり、全員告知限度の保険金とし、一時払いとしたい。申込書、告知書等はすべてこちらで取りまとめる。」というお申し出をされました。

＜ケース8：契約後、届出住所が虚偽の疑いのあることがわかったケース＞

社員Aさんは、「契約をしたい」と来社されたDさんの加入手続きをしましたが、Dさんのお申し出に沿って、その後の面談等もすべて喫茶店で行いました。数回面談してお申し込みいただき、診査も通ったので、お礼を言うため申込書上の電話番号に何度も電話をしましたが、なかなかつながらず、送付した証券も返送されてしまいました。

〈ケース9：契約後、法人の実体がないとの疑いが生じたケース〉

A生命保険会社のB職員は、退職金準備ということで、会社社長のXさんを被保険者とする会社名義の一時払養老保険に加入いただきました。その会社は従業員が20名いると聞いていたので、営業活動としてその後にたびたび会社を訪問しましたが、いつも被保険者であるX社長しかおられず、従業員の出入りがまったく見られません。

〈ケース10：顧客になりすましている疑いのあるケース〉

社員Aさんは、Eさんの保険加入手続を進めています。Eさんは書類を書き始めましたが、本人確認書類の生年月日や住所を逐一確認していました。また、書類に記載した生年月日も誤っていました。

〈ケース11：不自然な短期解約を前提としたケース〉

社員Aさんは、ある法人の代表者と称するFさんから総合福祉団体定期保険に加入したいとのお申し出を受けました。加入にあたり、保険料は12か月分を一括払いとしたいとのことで、保険料の試算を求められましたが、あわせて契約翌月で解約した場合に返金となる未経過保険料の試算も求められました。

〈ケース14：マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制について詳しく質問するケース〉

保険加入のため窓口に来店されたGさんは、一度の取引金額がいくらを超えると当局へ報告するのか等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する当社の取り組みについて詳しく質問してされました。

〈ケース15：一回当たりの取引の金額を減少させるために解約返戻金の分割受取を希望されるケース〉

A生命保険会社のB職員は、高額の保険に加入されているお客様のXさんから解約のお申し出を受けました。解約返戻金額が200万円を超えるため、銀行振り込みをお願いしましたが、Xさんは頑なに現金でのお支払いを希望され、その際、「現金での解約返戻金の支払いを取り扱う限度額」をご質問されるとともに、一部解約（減額）請求書を複数枚用意することをご要望され、「何度かに分けて解約するから現金で支払ってほしい」とおっしゃいました。現金でのお支払いについて理由をお伺いしても、はっきりした理由をおっしゃってはいただけませんでした。